

第6回（平成28年4月22日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、手塚委員が御欠席です。

それでは、会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第6回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について」、まず松元総務課長から説明をお願いします。

○松元総務課長 番号法等により、東京薬業健康保険組合、以下、単に「組合」といいますが、組合が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

組合が実施する「適用、給付及び徴収関係事務」につきましては、対象人数が30万人以上であり、特定個人情報保護評価について全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年4月18日付け28東薬健発第26号にて組合から当委員会に対し、当該事務について全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、東京薬業健康保険組合、厚生労働省の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

よろしくをお願いいたします。

○堀部委員長 ただいま総務課長から説明がありましたとおり、東京薬業健康保険組合、厚生労働省の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、東京薬業健康保険組合から説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○東京薬業健康保険組合 本日は、このようなお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、全項目評価の概要につきまして、御説明させていただきます。

私ども東京薬業健康保険組合は、昭和31年7月1日に厚生労働大臣の認可を受け設立いたしました総合型の健康保険組合でございます。

業種の形態でございますけれども、医薬品・化学薬品・医療機器・衛生材料、医薬部外品・介護機器等の製造、販売、卸並びに医薬品の開発・販売に関する受託業を主とする事業所を対象とすると規約に定めております。

平成28年3月末現在で、被保険者が23万6,000人、被扶養者が20万人ということで、合計43万6,000人の加入員ということでございます。

この度、特定個人情報保護評価書の策定に当たりまして、対象人数30万人以上ということ  
で、しきい値判断の結果といたしまして、全項目評価の策定が必要であるということから、  
今般の申請に至ったところでございます。

なお、今回の評価書の対象範囲につきましては、平成29年1月からの個人番号の利用開始  
に当たりまして、個人番号利用事務実施者といたしまして、現存する被保険者等からの個人  
番号の初期収集等、いわゆる個人番号を保有する段階における一次評価ということで、平成  
29年7月から開始が予定されております、医療保険者等向け中間サーバー等を利用した情  
報連携に関する評価につきましては、改めて二次評価ということで、再度申請する予定で  
ございます。今回はあくまでも一次評価ということで御了承いただきたいと思っております。

それでは、お手元の全項目評価書の資料に沿いまして、御説明させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

事務の全体の流れを簡単に説明させていただきますけれども、この6ページの「事務の内  
容」でございます。

1番、2番、3番、4番とございまして、1-①、1-②等がございますけれども、次の  
7ページにもございますが、まず、1番につきましては、既存被保険者・被扶養者の個人番  
号の初期収集をする際の流れとなっております。

御説明しますと、一般被保険者の方々から、既に参加されていらっしゃる方々につつま  
しは、事業者を通じて、健康保険組合に個人番号を提出していただくこととなります。それ  
が1-③となります。

私どもが届出を頂きましたその個人番号の処理につきましては、個人番号管理ファイル  
という特別なファイルを作りまして、そちらに登録することといたします。

登録後、1-⑤として事業者を通じて御本人に登録の結果をお知らせするという形をと  
る予定でございます。

その下のほうでございますけれども、1-②は、任意継続被保険者、あと特例退職被保険  
者という、任意で加入していらっしゃる個人の方々をイメージしてございます。この方々  
につきましては、直接私どもに個人番号を提出していただくということで、個人番号管理フ  
ァイルに登録後、登録の結果をそれぞれの被保険者の方々にお返しをするという内容にな  
ります。

赤い矢印が、いわゆる特定個人情報を含む事務の流れ、白い矢印が特定個人情報を含ま  
ない事務の流れを意味してございます。この流れの中には、事業所を通じて、あるいは任意  
継続被保険者の方々等から直接に頂く場合は特定個人情報を含みますけれども、お返しを  
する際、私どものほうから出る場合については、特定個人情報は一切含まないという事務  
の流れで今回のシステムを作っております。

2番目は、適用事務を想定してございます。

適用事務というのは、被保険者の方々の資格の取得の関係でございます。就職をした場合

の届出も、事業所を通じまして私どもに資格取得届を提出していただきまして、頂いた情報に基づいて、個人番号管理ファイルに登録することになります。

同時に、この識別番号でございますけれども、基幹システムの中には、適用ファイル、給付ファイル、徴収ファイルとございますが、実際に業務を行うのはこの識別番号で行うことになります。個人番号を頂きますけれども、実際の業務はこの識別番号、いわゆる健康保険証の番号で全て業務を行うことになります。

したがって、一番初めに資格取得届あるいは初期収集によって個人番号を頂きますけれども、個人番号管理ファイルに登録後は、全て私どもは識別番号で業務を行うというシステムを組んでございます。

適用の場合はそういった形で、まず、資格取得届を頂きます、あるいは、その後の報酬の変遷ですとか、そういった様々な届出がございますけれども、この適用ファイルの中で識別番号に基づいて全て処理を行うということでございます。

3番目は徴収事務でございますけれども、これは具体的には、保険料の徴収関係で基本的に個人番号を使うことは想定してございませんけれども、唯一、保険料を支払い過ぎた方の場合については、保険料の還付をするという制度がございます。その還付請求をする際に個人番号を必要とすることになります。いわゆる金融機関等々の情報を想定してございますけれども、徴収の部分につきましても、この徴収ファイルの中であくまでも識別番号によって処理を行いまして、実際に金融機関等へ情報を提供する場合については、個人番号は一切含まない情報、いわゆる実際に還付する保険の金額ですとか、そういう部分でしか情報は提供しないという流れを想定してございます。

4番目は給付事務でございますけれども、給付事務につきましても、実際にお勤めをされていらっしゃる方も全て会社を通じて届出を頂く部分ではないものですから、例えば、病気によって会社をお休みされている間に、休業補償ということで傷病手当金という制度がございますけれども、そういった部分につきましても、御本人から直接私どものほうに請求していただくというケースもございます。

傷病手当金等々の中にも、個人番号を記載する欄が設けられると聞いてございますので、そちらの部分は、御本人から直接私どものほうにそういう申請があるものという形で想定をしておりますけれども、このような部分につきましても、業務につきましても、識別番号によって給付ファイルの中で処理をするという形をとっております。

したがって、通常の業務の中では、個人番号を使つての業務処理は想定してございません。

この基幹システムのほかに、レセプト管理システムと健康管理システム、それから、施設予約管理システムもございますけれども、こちらにつきましても、実際にこの個人番号管理ファイルとはつながっておりません。例えば、レセプト管理システムの中で、氏名索引等を行って、その方がどの事業所にお勤めされているかということを確認するような場合は、全て適用ファイルのほうに照会が行きまして、適用ファイルの中で識別番号を確認して回答

するという形をとっております。

したがって、レセプト管理システムから直接個人番号管理ファイルのほうに行くことはできないシステム設計になってございます。

同じように、健康管理システム、施設予約管理システムも個人番号管理ファイルには到達ができないシステムを組んでいるということでございます。

これが簡単な事務の流れということで、御説明をさせていただきました。

私どもは、個人情報の保護に関しましては、昭和60年に、事務処理の機械化に伴いまして、電子計算処理データ保護管理規程というものを設けまして、個人データの漏えい、あるいは滅失、毀損等の防止を目的といたしまして、管理責任者を置きまして管理体制等を確立し、周知にも努めてきたところでございます。

また、いわゆる健康管理システム等々、機微なデータを保管すること、あるいは、データの多様化や加入員の増加に伴うデータ量の増加、漏えいのリスク等に対応するために、平成18年10月にJISQ15001に対応するプライバシーマークを取得いたしまして、個人情報保護に関するマネジメントシステムを施行して、様々な個人情報に関するリスク対策を行ってきたところでございます。

先ほどシステムのお話をさせていただきましたが、システム間のアクセス制御ということでございますけれども、6ページに、レセプト管理システム、健康管理システム等の部分につきましては、基幹システムとは分離をしているということで、ここにつきましては、具体的な個人番号に関するものにつきましては、全て遮断をしているということで、システム間のアクセス制御は担保されているということでございます。

それと、ユーザ承認の管理についてですけれども、各システムを使用する場合は、端末装置がございまして、端末装置はIDカードとパスワードによる認証がないと起動ができないというシステムを組んでございます。

20ページに、特定個人情報の使用ということで、こちらの部分に関するユーザ認証の管理をしてございますけれども、認証がないと起動しないようなシステムが構築されているほか、基幹システム等のシステムを起動する際には、ID番号、パスワードの入力をしないと起動しないという多段階認証をとっているということでございます。

また、システムの担当者や役職によって、システムやシステム内の機能の使用権限が定められておまして、担当職や役職等の職員情報を持つID番号と結び付けることによって、使用権限を付与しているということでございます。

あと、最近問題になっております、インターネットへの情報漏えいや、データの不正な複製といったリスクにつきましては、26ページ⑥番の技術的対策に具体的な対策の記載がございまして、基幹システムをインターネット等に接続する情報系システムから分離するというので、システムを使用する端末とインターネット等の情報系システムの端末が分離されているということで、データのやりとりができないシステムを組んでございます。

それと、各システムから個人番号を任意で出力することは、使用権限によって限られた職

員しか行えないようになっております。

また、業務処理端末の内蔵ハードディスクには、個人ではそこにデータを置けないようなシステムを組んでございまして、個人では使用ができない制御をしております。

また、外部記録装置、例えば、USB等の電子記録媒体の使用につきましては、私ども組合が管理している外部記録装置以外とは接続できないという形でシステムを組んでございます。

また、その電子記録媒体につきましては、管理者が貸与簿を管理いたしまして、USB等の貸出しをする場合については、管理者の承認がなければ、USB等によりデータを持ち出すこと等ができないという形で管理をしているところでございます。USB等につきましては施錠のできるキャビネットで管理をいたしまして、管理者が鍵を保管するという形で組んでいるところでございます。

こういう形で、先ほど冒頭にもお話をしましたが、プライバシーマークの取得をいたしまして、個人情報の取扱いの管理体制を整えながら、今回の特定個人情報の管理につきましては、万全を期して、全項目評価書の提出をさせていただいたところでございます。

雑駁な説明になりましたけれども、概要説明に代えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 では、質問いたしますので、よろしくお願いします。

御説明、どうもありがとうございました。

対象事業者あるいは個人の数が非常に多くて、しかもこの個人番号管理システムに登録をするまでの過程で、紙媒体とか、様々な膨大な量の情報媒体を活用する形になっていますけれども、事業所が本人から提供を受けてから組合のほうに情報提供して登録されるまでの間、それから、個人個人が対応する場合、かなり複雑になっていると思うのですけれども、その間で、情報は正確に管理されるかどうか、余分な情報が入ってこないか、必要な情報が足りなくならないかどうか、あるいは登録した後で紙媒体は要らなくなると思うのですけれども、そういった要らなくなった個人番号が入った情報について、どんな処理を行っているのかについて、リスク対策を中心にもう少し詳しく御説明いただければありがたいと思います。

○東京薬業健康保険組合 まず、特定個人情報を加入事業所から入手する際につきましては、加入事業所様のほうで本人確認をきちんとしていただくように、機関誌とかウェブを使って広報をいたします。

本人から入手する場合には、来所の場合は、本人確認ができるものを御持参いただいて本人確認をし、郵送の場合につきましては、本人確認ができるものの写し、例えば、個人番号の表示のある住民票を添付していただくことで本人確認を行うことにしております。

事業所等からデータですとか紙媒体で情報を頂く場合につきましては、基本的にはデータの場合は暗号化をしていただき、パスワード等は別でお知らせいただきます。紙媒体で通常送っていただく場合には、郵送記録が残る信書扱いのレターパック等を利用していただき、間違いがないようにしていただきます。

それから、内部で取り込む際には、必ず総括表というものを事業所に作っていただきます。その事業所の出してきた件数と登録結果の件数が必ず合っているかどうかをチェックすることになっております。

事業所からデータで受け取る場合につきましては、データを登録して、そのデータ登録件数と結果が合った場合にはそこで終了ということで、磁気媒体は粉碎をして廃棄することになります。

紙媒体につきましては、法定期間があるものについてはその間管理をするわけですが、適用業務、給付業務、徴収業務を行う各担当部署に専用のキャビネットを設けております。特定個人情報だけをを入れる専用のキャビネットでございます。受付から最後の廃棄までを管理する記録簿を作成して、記録することとしております。

○堀部委員長 よろしいですか。

○阿部委員 分かりました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 ありがとうございます。

43万人を超えるような大きな組合ということで、非常に日々の業務をたくさん処理されていると思うのですが、20ページに、定期的に事務処理の操作ログを確認するということで、確認の頻度等々については、どのような形で考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○東京薬業健康保険組合 現状で、今後、個人番号が入ると思われるものの処理が、日々発生すると想定しております。

ただ、資格の取得時期となる4月ですとか、こういった時期は非常に多い件数になったりすることは想定されておりますけれども、その件数に対して操作ログというものを取るようにしておりますけれども、この特定個人情報につきましては、特定個人情報専用のログ管理をすることになっております。

ただ、それでも日々の操作ログというものを全部チェックするのはなかなか難しいので、日々管理はいたしますけれども、入力時のエラーが出ているか、出ていないかのログと、システム的に基本的には当初入力以外は個人番号が表示できない画面になっております。それから、出力する帳票関係には個人番号は一切出力しないというシステムを作っております。専用の権限を持っている者のみ画面で個人番号を確認できるという状態にする予定になっておりますけれども、それにもかかわらずそういった出力があったかないかのログと不用意な参照がなかったかというログ、この辺を日々確認するようになります。

○熊澤委員 基本的には毎日のように見るようにするということですね。

○東京薬業健康保険組合 はい。そういったところになります。

○熊澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 どうも御説明をありがとうございました。

先ほども説明いただいたように、個人情報の取扱いについて、既にプライバシーマークでマネジメントシステムを整備されているということですが、その現状に加えて、マイナンバー制度が始まることによる取組の見直しとか、そのことについてもう少し詳しくお話しいただけますでしょうか。

○東京薬業健康保険組合 まず、各システムには使用権限というものを設けておきまして、適用システムというものであれば適用課の職員しか使えないというシステムなのですが、そこに新たに個人番号に関する権限を設けます。それに基づいて、例えば、先ほども申し上げました個人番号を確認できる画面まで見られる権限を持つ者、それから、そこまではできない者といった個人番号に対する権限を一つ設けます。

リスク対策としまして、基本的に、施錠できるキャビネットで管理するというのは、プライバシーマーク取得時から行っているのですが、特定個人情報の入るものは、特定個人情報だけのキャビネットで管理をする。それも、適用課ですとか、給付課ですとか、各部署にそういう特定個人情報を専用に管理するキャビネットを設けることにしております。なおかつ、そこに管理票をつくりまして、個人番号の収集から廃棄までを管理する管理簿を作成することにしております。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

では、私から少し説明させていただきますが、プライバシーマークが出てまいりましたけれども、私は1998年の創設に関わって、ずっと長い間、制度に関わってまいりました。最近の更新はいつだったでしょうか。

○東京薬業健康保険組合 今年がまた更新期に当たっております。

○堀部委員長 今年が更新期ですか。

○東京薬業健康保険組合 はい、5度目の更新になります。

○堀部委員長 今年は何月になりますか。

○東京薬業健康保険組合 今年の9月が更新期になります。

○堀部委員長 そうですか。これからはマイナンバーについても対象となるかと思っておりますので、是非そうしたことで対応をお願いします。

リスク対策について書かれていまして、文章のとおりであると思いますが、実際にこれを職員に徹底していただかなければなりません。特に新規採用の方へ説明していくというこ

とですけれども、その辺りを徹底して行って問題が起こらないようにしていただけるとよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○東京薬業健康保険組合 職員教育のほうでは、万全を期していきたいと思っております。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

それでは、質疑はここまでといたしまして、本評価書につきましては、本日の説明内容を踏まえまして、承認の手続を進めていくこととしたいと思います。

本日は、御出席いただきまして、ありがとうございました。

(東京薬業健保組合、厚生労働省職員退室)

○堀部委員長 次に議題2「改正個人情報保護法に基づく委員会規則等の方向性について」、事務局に委員会規則等の方向性について資料をまとめさせましたので、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 それでは私から、改正法の24条に基づきます外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性について説明させていただきます。

今回、改正法の24条に、我が国から外国にある第三者に個人データを提供する際の規定が新設されました。この24条におきましては、外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、次の2つのいずれかに該当する場合を除きまして、原則として外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意が必要であると規定されております。

例外につきましては、1つ目が、外国にある第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として委員会規則で定められた国にある場合、例外の2つ目としまして、外国にある第三者が日本の個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合になっております。こちらの①と②に関しまして、委員会規則で定めていくこととなります。

その方向性につきまして、まず、我が国と同等の水準にあると認められる国に関しましては、現在、様々な国におきまして制度の見直しが行われております。また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であると考えますので、今後、継続的に検討していきたいと考えております。

続きまして、例外の2つ目の外国の第三者が講じていなければいけない体制につきまして説明いたします。これに関しまして、改正法24条に関しましては、国会における議論でも、事業者に対して新たな規制を課すものではなくて、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものとされております。また、衆議院、参議院の内閣委員会における附帯決議におきましても、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないように検討する必要があるという記載がございます。

先ほどお話ししました例外①の国については、すぐには定めないと考えておりますので、②の外国の第三者が講じていなければいけない体制につきましては、国会の審議ですとか

附帯決議等を参照しつつ構築していかないといけないと考えております。

なお、この外国の第三者が講じていなければいけない体制につきましては、その体制が整備されているかどうかを個人情報保護委員会に事前の届出等を要するものではなく、事業者のほうで自主的に講じていただくものになってございます。

一体何がその体制に当たるのかということにつきましては、1点目ですけれども、提供元、日本にある事業者と、提供先、外国にある第三者の間の契約におきまして、提供先の外国の事業者が日本の事業者と相当するような措置を講じていることが担保されている場合です。

第2点目としまして、これはグループ企業を想定しているのですけれども、提供元、日本の事業者と外国にある第三者とが、グループ企業の統一のプライバシーポリシー等で日本の個人情報取扱事業者が講ずるような措置を講ずることが担保されている場合です。

また、3点目としましては、外国にある第三者が、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けている場合、これは、例えば、APECの越境プライバシールールシステム、CBPRシステムの認証を受けているような場合を想定しておりますが、このような体制が構築されていれば、第三者に対して個人情報を提供できるようにしていきたいと考えてございます。

では、契約等グローバルのプライバシーポリシーの中でどのような体制を構築していかないといけないのかということにつきましては、現在の適切な取扱いを追認するという国会における議論ですとか、OECDやAPECのプライバシーフレームワーク等、国際的な枠組みとの整合性を勘案しつつ検討していきたいと考えております。

本日紹介したいのが、その検討に関しましての案ですけれども、体制として外国にある第三者が何を整備していないといけないのかということを整理して概要を説明したいと思います。改正法の24条におきまして、外国の事業者が講ずべき日本の事業者が講じているものに相当な措置というか、義務といたしますのが、改正法の第4章第1節の規定に記載されている義務となっておりますので、その規定、15条から35条までの条文を念頭に、国際的な整合性を勘案するために、この15条から35条までに当たる規定がOECDプライバシーガイドラインやAPECプライバシーフレームワークにはあるかないかということを検討します。

最後に、現状、適切に個人情報を取り扱われている事業者に対して規制を課すものではないことを考えなければなりませんので、今まで国会で出てきている例ですとか、事業者ヒアリング等でよく聞く例としまして、今回は、①外国にある事業者に個人情報の入力作業等を委託する場合と、②グローバル企業で外国にある親会社、子会社等に従業員情報を提供するような場合を想定して、このような現状のビジネスに影響があるのかなのかというところを検討しております。

外国にある第三者が整備すべき体制について詳細を説明いたしますと、まず、15条、16条、17条の利用目的の特定等に関しましては、外国の第三者が提供を受ける個人情報についても利用目的等を特定されていなければならないという趣旨になります。

ただ、例の①、②に当てはめると、基本的に委託では提供元が利用目的を特定していま

して、提供先はその範囲内で利用することになりますので、現状のビジネスには影響が出ないものと考えてございます。

続きまして、17条2項、要配慮個人情報の取得の際には同意が必要という話ですけれども、これはAPECにもOECDにもそのような規定はございません。

これに関して、外国の第三者には不要と考えますけれども、その理由としましては、要配慮個人情報の取得の際には必ず同意が必要と言われておりますので、外国の第三者に提供するには必ず同意がとられているはずということで、そもそも24条の外国に提供できる場合として、原則として同意がとられていることというものがございまして、この体制では考えなくてもよいのではないかと考えております。

続きまして、18条、19条につきましても、OECD、APEC等にございまして、外国の第三者にも講じていただかないといけないと考えております。

続きまして、21条の従業員の監督ですけれども、これはAPECのプライバシーフレームワークには規定がされていませんけれども、OECDのほうでは必要とされておりますし、この従業員を適切に監督する義務は安全管理措置で読めるものと考えておりますので、20条、21条、22条を合わせまして、外国にある第三者にも講じていただかないといけない措置と考えております。

続いて、23条、24条ですけれども、これは外国にある第三者が更に誰かに個人情報を移転する場合に、日本の23条や24条にあるように、原則的に本人から同意をとっていただかないといけないという規定ですが、基本的にはこれも御本人の同意が必要とは考えております。

ただ、現状のビジネスで、①とか②、委託等の場合におきましては、通常は提供先の事業者が更に外部の第三者に提供することは契約等で禁止をしていて、想定されていませんので、結果的に23条や24条が外国の事業者に適用されてくる場面は生じないのではないかと、したがって、現状のビジネスに影響はないのではないかと考えてございます。

続きまして、25条、26条ですけれども、こちらは第三者提供をする際の確認、記録義務ですが、これはOECDにもAPECにもございませんので、このような枠組みとの整合性を勘案しまして、外国の第三者もここまでは必要ないのではないかと整理をしたいと考えております。

少し飛ぶのですけれども、34条を見ていただきまして、こちらは日本における司法手続の規定でして、もちろんOECDやAPECのほうにも規定はございませんので、外国にある第三者にもとっていただくことは不要と整理しております。

残りの27条から35条までなのですが、これはアクセス権で、開示や訂正等に応じる必要があるかどうかという規定ですが、これに関しても外国にある第三者には講じていただかないといけないと考えております。

ただし、通常は外国の第三者に提供されている場合であっても、日本にある事業者が一義的にはこのような開示や訂正等に応じているものと考えておりますし、さらに今回の委託等のケースにおきましては、そもそも個人情報保護法にいう保有個人データには当たらない、提供先については、この保有個人データには該当しないので、そもそも27条等の規定の

義務がかかってこないのではないかと考えまして、現状のビジネスには影響しないのではないかと考えております。

以上が、今まで説明した24条のいう外国の第三者がとられていなければならない体制として考えているものの案でございます。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

今日は方向性ということですので、詳細にわたって検討する際には、更に議論することが出てくるかと思えます。

それでは、この線に沿って具体的に引き続き検討していただきたいと思えます。

どうぞ。

○嶋田委員 1つだけ。今る説明していただいたものが、外国の第三者の企業では、明文化されていることを条件として考えているのですか。

○事務局 契約の中なり、プライバシーポリシーなりで、そうですね。

○嶋田委員 同一のグループでありということなのですが、企業グループの定義はちょっと曖昧ではないですか。こういう定義でいいかどうかというところは、企業の場合だと、企業グループはどこまで資本の投入比率で含めるかと悩むところなので、もう少し表現は検討したほうが分かりやすいかなと思いました。

○其田事務局長 規則にも書きますので、そちらでは少し厳密に考えていきたいと思えますが、要は、ここで言いたいのは、資本・人的関係等会社法的な意味で同一のグループであることがエッセンスではなくて、共通のプライバシーポリシーを持っているところに着目して、そこで線を引くような書き方にしていきたいと思えます。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○阿部委員 これは「同等」という言葉がちょっと危うい。例えば、この25条、26条ですか。

「同等」という言葉が、外国人に適用が成り立った場合、どこまでいけば同等かというのはちょっと。

○堀部委員長 日本の法律は、特に第三者提供は記録等について必要なところもありますので、それは適用されないということですね。

○其田事務局長 適用されないという整理にはしています。

ですので、言いぶりとしては、やはりグローバルなOECDのガイドラインであるとか、APECの物の言い方が基本になるかとは思えます。同等のものに関して。

○阿部委員 そっちのほうに基本的なベースを置いておいてやれば、これから国際対応の適用も批准しやすくなるということですね。

○其田事務局長 はい。

○堀部委員長 ただ、24条の規定の趣旨もありますので、もう少し具体的に表現する場合には、今日御意見として出てきた辺り等も踏まえて調整したいと思えます。

- 阿部委員 基本的なこととしては、今のでいいです。
- 熊澤委員 執行協力みたいなことが結構多分重要になってくると思いますので、この間の委員会で、GPENとか、CPEAとか、協力してやっていくということ。ここだと余り執行協力的な部分が明文化されていないような気がするのですけれども、その辺はどうなのですか。要は、何かあったときに手が届くのかどうかみたいな話が結構気にされるところかなと思うのですけれども。
- 堀部委員長 執行協力、エンフォースメントコーポレーションは別の次元になりますので、個人情報保護法では78条で、情報提供等に関する規定を設けています。
- 山本参事官 今のお話については、執行協力については、執行機関同士の情報の提供、受入れというところは、法律で手当てがなされていますので、実際にこれを実務として展開していくときに、その部分の情報も併せて事業者の皆さんにはしっかり周知をしていくということかなと思います。
- 阿部委員 それでは、国単位で認定するようなどときには、そういったことも関係してくるということですね。
- 山本参事官 おっしゃるとおりです。
- 丹野委員 素朴な質問なのですけれども、同一の企業グループでというときは、大企業が想定されるのですけれども、委託契約のほうは、中小企業、小企業というものもあり得るだろうなと思っています。それでいうと、基本的には契約書の中にこういうことを落とし込んでくださいねというお話ではありますが、だからといって届出をするわけでもないし、どこかで何かを担保するわけでもないという、これは現状にとどまらざるを得ないのかなと思いますけれども、そこは委託契約の中にこういうものを入れてくださいと置くところでストップするという理解でよろしいのですか。
- 其田事務局長 そうですね。もちろん、その後、報告徴収とか検査権がありますので、何か問題が起きているような事案があった場合に、ちゃんと契約していますかということを確認することは可能だとは思いますが、承認や届出を設けるか設けないかというのは、我が国では立法主義なので、法律にないものはそういうことはできないと思いますので、あとはやはり事後フォローで対応していくことかと思います。
- 阿部委員 何か問題が起こったときの事後処理で、監督権限を持っている委員会が勧告したり命令を出したり、最終的に今までのやり方は間違っていたという形になるかもしれないし、間違っていないけれども、たまたま委託先が本来のルールに違反したことをやっている場合もあるし、この場合の事後チェックにウエイトをかけて対応していくしかないのでしょうかね。
- 堀部委員長 どうもありがとうございました。
- 堀部委員長 次に議題3「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書について」、松元総務課長、事務局から説明をお願いします。

○松元総務課長 本全項目評価書につきましては、4月12日に開催されました前回の委員会におきまして概要を説明していただいたところでございます。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認するかどうかを審査していただくものです。

資料3をご覧ください。

「特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査」ということで、事務局のほうで整理をしておりますので、その結果の主な内容につきまして、事務局から御説明をいたします。

○堀部委員長 お願いします。

○事務局 資料3に基づいて説明させていただきます。

1枚おめくりいただきます。「目次」が左のほうにございます。

まず、「全体的な事項」の審査の観点としては、しきい値判断、実施主体、パブコメ等の評価の手续が適切かといったような項目があります。

それと、「資格履歴ファイル」、「機関別符号ファイル」、「情報提供等記録ファイル」、「本人確認ファイル」の審査の観点としては、ファイルの概要、リスク対策が具体的に書かれているかといった項目がございます。

以上につきましては、審査したところ、問題は認められなかったところでございます。

次に、評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策でございますが、36ページをご覧ください。

36ページに、特有の問題に対するリスク対策を3点挙げております。

1点目が、中間サーバー等において医療保険者等と回線及び電子記録媒体により特定個人情報の授受を行う際のリスク対策についてでございます。

こちらについて、審査結果は問題は認められないとしております。

所見としまして、回線を通じて特定個人情報を入手する場合は専用線等を使うこと、電子記録媒体で特定個人情報を提供する場合、管理権限を与えられた職員のみが電子記録媒体へ書き込みできるよう制限すること、電子記録媒体は施錠可能な場所に保管すること、利用の都度、媒体管理簿に記入すること、使用済みのものは物理的破壊を行うこと等、具体的に記載されております。

2点目が、中間サーバー等において医療保険者等の情報が格納されるが、取りまとめ機関が医療保険者等の保有するファイルにアクセスできないようにするための対策についてでございます。

審査結果は、問題は認められないとしております。

所見としまして、医療保険者等が保有する委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、医療保険者等ごとに論理的に区分された区画に情報が保存されること、加入者の給付、保険料等の個人情報については、医療保険者等が医療保険者等ごとに論理的に区分された副本区画ファイルにおいて保有することとし、取りまとめ機関が加入者の給付、保険料等

の個人情報を保有することがないこと等が具体的に記載されております。

3点目が、複製に関するものでございます。資格履歴ファイル、本人確認ファイルについて、電子記録媒体への複製を行うこととされており、その際のリスク対策についてでございます。

審査結果は、問題は認められないとしております。

所見としましては、複製が可能な職員を一部の職員のみ限定していること、電子記録媒体は施錠可能な場所に保管すること、利用の都度、媒体管理簿に記入すること、使用済みのものは物理的に破壊を行うこと、定期的にログをチェックすること等が記載されております。

次に、37ページをご覧ください。

総評でございます。

こちらは、(1)につきましては、事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

2点目、こちらはファイルの取扱いについて、リスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

3点目、医療保険者等との特定個人情報の授受に関するリスク対策、取りまとめ機関が医療保険者等の保有するファイルにアクセスできないようにするための対策、電子記録媒体に複製する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

最後に、個人情報保護委員会による審査記載事項でございます。

1つ目の○でございますけれども、リスク対策等が評価書に具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

2点目、初期突合を行う際に、地方公共団体情報システム機構及び医療保険者等と電子記録媒体にて特定個人情報の授受を行うこととされているが、電子記録媒体の取扱いについては、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、運用面においても厳重に管理することが重要であるとしております。

3点目は、教育でございまして、職員及び運用保守事業者に対して運用規則等の教育を徹底することが重要であるとしております。

4点目としまして、情報漏えい等に対する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であるとしております。

以上で説明を終わります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

この社会保険診療報酬支払基金の特定個人情報評価書につきましては、これで承認する  
としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

承認しましたので、引き続き必要な手続を進めていただきたいと思います。

○松元総務課長 社会保険診療報酬支払基金に対し、承認された旨及び承認後に評価書に  
記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 次に議題4、その他です。

1 件目、渡航承認について、栗原企画官から説明をお願いいたします。

○栗原企画官 手塚委員におかれましては、5月1日から9日までプライベートでノルウ  
ェーに渡航されます。委員会決定に従いまして、海外渡航について御承認いただければと思  
います。

以上でございます。

○堀部委員長 海外渡航について、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 異議がございませんので、承認いたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、その他の資  
料については速やかに委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょ  
うか。

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

今後の予定につきまして、松元総務課長から説明をお願いいたします。

○松元総務課長 次回は、4月26日火曜日の13時30分からこの会議室で行う予定となっ  
ております。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおり取り扱わせていただきます。また、今  
回、全項目評価書につきまして承認いただきましたので、前回会議の提出資料でありました  
評価書についてもホームページに掲載いたします。

本日は、誠にありがとうございました。